

## 須坂市営住宅の家賃の算定におけるデータ入力誤りについて

令和8年3月16日  
長野県住宅供給公社

当公社が須坂市から委託を受けている市営住宅の家賃の算定におけるデータ入力業務に誤りがあったことが判明いたしました。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。  
今後、このような事態が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

### 1 概要

当公社が須坂市営住宅の一部の入居者について、公営住宅法に基づく特定扶養控除（16歳以上23歳未満）の対象外としたことにより、家賃を高い額で算定していました。

### 2 原因

当公社が須坂市営住宅の家賃算定に係る所得控除対象者の家賃計算システム入力にあたり、一部の世帯で扶養親族の年齢を16歳未満と誤認し控除対象外と判断してしまい、家賃計算に反映していなかったことが原因です。

### 3 内訳

- (1) 該当世帯 5世帯
- (2) 過大家賃算定 246,900円（令和3年4月から令和8年2月までの合計）

### 4 再発防止対策

家賃算定に関する業務の作業手順を改めて検証し、今後、このような事態が生じないようチェック体制を強化してまいります。

### 5 本件に関する問い合わせ先

長野県住宅供給公社住宅管理部  
（部長） 中島 忠彦 （課長） 池内 聡  
電話：026 - 227 - 2322